

「3-2. 二輪自動車 REESS (UN-R136 関係)」

- 適用範囲

○電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車
(以下「二輪自動車等」という。)

- 改正概要

○電力により作動する原動機を有する二輪自動車等に次の要件を適用します。

- ・車両通常使用時における高電圧部分との直接及び間接接触からの感電保護要件。
- ・転倒時等に車両からの脱落がないこと等の駆動用バッテリー要件。
- ・充電コード接続状態での発進、走行の禁止要件等の機能安全要件。



転倒時 REESS 関連部品の脱落禁止



充電コード接続状態での発進禁止

- ・充電式エネルギー貯蔵システム (REESS : Rechargeable Electrical Energy Storage System) に対して、耐振動性、耐熱性、耐火性 (車室を有する自動車に限る)、メカニカルショック (耐衝撃性)、外部短絡保護、過充電保護、過放電保護、過昇温保護及びエミッション (開放式駆動用蓄電池の場合の水素ガス排出量) 及び落下試験 (着脱式 REESS に限る) の要件

- 改正時期

平成 28 年 1 月 (予定)

- 適用時期

新型車 : 平成 30 年 1 月 (予定)

継続生産車 : 平成 32 年 1 月 (予定)